

令和 5 年度

上天草・宇城水道企業団
水道用水供給事業会計予算書

上天草・宇城水道企業団

令和 5 年 1 月 27 日 原案可決

上天草・宇城水道企業団
議長 溝 見 友 一

令和5年度上天草・宇城水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度上天草・宇城水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	受水団体	宇土市	宇城市	上天草市	天草市
2	年間総供給水量	7,704,300 m ³ (366日)			
3	1日責任供給水量	21,050 m ³			
4	主要な建設改良事業	大野川広域河川改修(大野橋架替)に伴う送水管布設替工事(第2期工事)他			

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道用水供給事業収益	1,402,861 千円
第1項	営業収益	1,101,715 千円
第2項	営業外収益	301,143 千円
第3項	特別利益	3 千円

支 出

第1款	水道用水供給事業費用	1,289,602 千円
第1項	営業費用	1,168,142 千円
第2項	営業外費用	111,456 千円
第3項	特別損失	4 千円
第4項	予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入が資本的支出に対し不足する額476,611千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,324千円、過年度分損益勘定留保資金 458,287千円をもって補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	61,706 千円
第1項	企業債	1 千円
第2項	補助金	2 千円
第3項	固定資産売却代金	2 千円
第4項	負担金	1 千円
第5項	補償金	61,700 千円

支	出	
第1款	資本的支出	538,317千円
第1項	建設改良費	207,319千円
第2項	企業債償還金	230,998千円
第3項	投資有価証券	100,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)	職員給与費	28,663千円
(2)	交際費	50千円

(たな卸し資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。